

平成25年1月22日

第2456号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（24・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（25・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（26・長寿社会課）…………… 1
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（27・長寿社会課）…………… 2
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定（28・建築住宅課）…………… 2

告 示

秋田県告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
0570521559	デイサービスあした天気になあれ笑	由利本荘市石脇字田尻野7番地226号	有限会社あした天気になあれ	平成25年1月1日

(特定施設入居者生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
0570721548	介護付き有料老人ホームさわやかサポート	湯沢市倉内川原田40番地1号	特定非営利活動法人ファミリーユ	平成24年12月15日

秋田県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
0570521559	デイサービスあした天気になあれ笑	由利本荘市石脇字田尻野7番地226号	有限会社あした天気になあれ	平成25年1月1日

(介護予防特定施設入居者生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
0570721548	介護付き有料老人ホームさわやかサポート	湯沢市倉内川原田40番地1号	特定非営利活動法人ファミリーユ	平成24年12月15日

秋田県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570819490	ヘルパーステーション 寿限無大仙	大仙市下深井字高田215番地 1	株式会社ライズ ワークス	平成24年12月31日

(短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0572320596	ショートステイけやきの森	南秋田郡五城目町富津内下山 内字奈良崎1番4	株式会社ファースト エーター	平成24年12月31日

秋田県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防訪問介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570819490	ヘルパーステーション 寿限無大仙	大仙市下深井字高田215番地 1	株式会社ライズ ワークス	平成24年12月31日

(介護予防短期入所生活介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0572320596	ショートステイけやきの森	南秋田郡五城目町富津内下山 内字奈良崎1番4	株式会社ファースト エーター	平成24年12月31日

秋田県告示第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定に基づき、公示する。

平成25年1月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
住 所	東京都新宿区百人町二丁目16番15号
構造計算適合性判定を行う事務所の所在地	(新宿本店) 東京都新宿区百人町二丁目16番15号 (仙台事務所) 宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 (郡山事務所) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作16番141号
業務の開始の日	平成25年1月1日
指定年月日	平成24年12月28日

平成24年12月28日（号外第2号）交付の秋田県規則第47号（秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則）
（原稿誤り）

8ページの終わりから1行目を次のように改める。

様式第七十五号の1条の4第11項中「財産を差し押さえます」と「地方税法 の規定により

9ページの1行目から6行目を次のように改める。

財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します」とある。

様式第六十号中「ため、」を「ため、地方税法 の規定により」とある。

様式第九十七号中「とおり」と「とおり地方税法 の規定により」とある。

様式第百三十三号中「ため」と「ため地方税法 の規定により」とある。